

# JARI-RB 審査ニュース

第134号

[2008年5月15日]

財団法人 日本自動車研究所  
審査登録センター (JARI-RB)

## 新規登録 (環境)

登録番号	登録日	事業者名	登録範囲
JAER0762	2008. 4. 4	株式会社竹内工業	交通安全用製品並びに建機、自動車関係のウレタンゴム部品の製造
JAER0763	2008. 4. 25	共立工業株式会社	部品、パレット等の供給、積込、搬送装置の設計製造
JAER0764	2008. 4. 25	株式会社フタバ平泉	マフラー及びボデー部品等の自動車部品の製造

## 更新登録 (環境)

登録番号	更新日	事業者名	登録範囲
JAER0337	2008. 3. 2	茨城トヨペット株式会社※	自動車の販売、整備及び修理 ・笠松運動公園店、小川野田店、6号取手店、つくば西大橋店の拡大
JAER0358	2008. 4. 4	株式会社メタルテック 岡山事業所	自動車ボディー部品の製造及び各種金型の設計・製造並びに産業機械用部品の設計・製造
JAER0361	2008. 4. 27	株式会社庄内ヨロズ	自動車用サスペンション部品、ペダルコンプリート、車体部品及び機関部品の製造、プレス金型及び治工具並びに溶接・組立機械設備及び生産用自動機械設備の製造。
JAER0652	2008. 4. 4	岩瀬塗装有限会社	自動車部品の電着塗装及び上塗り塗装
JAER0653	2008. 4. 22	森保染色株式会社	糸製品の染色加工

## 登録拡大 (環境)

登録番号	発効日	事業者名	登録範囲
JAER0243	2008. 4. 18	株式会社中外	福岡工場の拡大
JAER0467	2008. 4. 4	トヨタ部品東京共販株式会社	板橋営業所、杉並営業所、富士吉田営業所の拡大
JAER0470	2008. 4. 18	千葉スパル自動車株式会社	幕張店、スパルアリーナ八千代の拡大
JAER0525	2008. 4. 18	社団法人日本自動車連盟	業務センター及びJAF中央研修センター、東京支部多摩事務所及び東京支部ロードサービス隊第三区隊多摩基地、中国本部事務局及び広島支部事務所、広島支部ロードサービス隊広島基地、四国本部事務所及び香川支部事務所、香川支部ロードサービス隊高松基地の拡大
JAER0546	2008. 4. 4	栃木トヨタ自動車株式会社	新町店、鹿沼店、足利店、喜沢店、西那須野店、くるめーとインターパーク店の拡大

## 更新登録（品質）

登録番号	更新日	事業者名	登録範囲
JAQR0032	2008. 4. 15	三豊工業株式会社	自動車、二輪車用等のプレス・溶接部品の製造
JAQR0103	2008. 4. 26	半田重工業株式会社	フォークリフトなど各種産業用車両・装置用油圧シリンダーの設計・開発及び製造並びに、各種産業用車両・装置における製缶及び機械加工部品の受託製造
JAQR0104	2008. 4. 26	株式会社湯浅製作所*	自動車及び家電用各種モーターのプレス部品の製造 ・第2工場の拡大
JAQR0105	2008. 4. 26	株式会社ミカネ	自動車及び電動機用プレス加工部品の製造

## ※登録組織の拡大を含む

（お詫び）

先月号におきまして、「茨城トヨベット株式会社」様の登録拡大の記載に不備がありました。心よりお詫び申しあげると共に、再発防止に努めます。尚、登録情報の詳細はJARI-RB ホームページ（<http://www.jari-rb.jp/>）をご参照下さい。

## 環境関連法規等の動き

## 2006年度温室効果ガス排出量の集計結果 公表

（環境省・経済産業省2008年3月28日）

地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により事業者からの報告があった温室効果ガス排出量が公表された。（制度施行後初の公表）

## 【内容】

報告事業所（者）数： 特定事業排出所=14,244事業所（7,505事業者）  
特定輸送排出者=1,439事業者

特定排出者の全ガス排出量の合計値：6億4,025万t・CO<sub>2</sub>

国内全体の排出量（速報値）：約13億4,100万t・CO<sub>2</sub>

→特定排出者の排出量は総排出量の約5割を占める。

業種（多排出量）：第1位製造業88.3%（製鉄・化学・窯業・石油） 第2位電気・ガス他4.7%

都道府県（多排出量）：第1位千葉県8.3% 第2位愛知県7.1% 第3位広島県6.5%

→詳細は環境省・経済産業省HPにて入手可能（PDF全187頁）

（環境省HP） <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

## 法規情報（08/3/20～08/4/18）

## □容器包装リサイクル関係

主務大臣により、リサイクル促進評価に使う基準・比率・量等の数値が見直された。

改正情報は表題のみ記述

公布：2008年3月21日

施行：2008年4月1日

## 1. 省令2件

-1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・

厚生労働・農林水産・経済産業・環境省第1号)

- 2. 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境省第1号）

## 2. 告示11件

- 1. 財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境告示第1～9号
  - ・ 特定事業者責任比率の一部を改正する件（第1号）
  - ・ 再商品化義務総量の一部を改正する件（第2号）
  - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（第3号）
  - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（第4号）
  - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（第5号）
  - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（第6号）
  - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件（第7号）
  - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成二十年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画（第8号）
  - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（第9号）
- 2. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（経済産業・環境省告示第1号）
- 3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定に基づき、平成二十年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量（環境省告示第25号）

## □水質汚濁関係

公共用水域水質環境基準測定方法などを変更する改正告示が公布された。

## 環境省告示5件

- 1. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（第40号）
- 2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（第41号）
- 3. 環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件の一部を改正する件（第42号）
- 4. 水質汚濁防止法施行規則第六条の二に基づき環境庁長官が定める検定方法の一部を改正する件（第43号）
- 5. 水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を定める件の一部を改正する件（第44号）

公布：2008年4月1日

施行：2008年4月1日

## 【内容】

測定方法に引用している日本工業規格（JIS）K0102（工場排水試験方法）が、2008年3月20日に改正されたことに伴う改正。

- (1) ふっ素における懸濁物質およびイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する試料について、水蒸気蒸留による前処理を実施することにより、イオンクロマトグラフ法を適用可能とする。
- (2) 砒素及びセレンにおいて、これまでの測定方法に加え、JISK0102に新たに採用されるICP質量分析法も使用できることとする。

→今回の改正は、これまで適用されていた分析法を使用できなくするものではない。

## 受審者からひとこと

## ISO9001認証取得にあたり

株式会社サン自動車工業  
品質保証部 箱田博晴

## 1. 会社紹介

当社は、1996年(昭和41年)に東京都世田谷区砧公園に設立されました。当初は4WDパーツを主体とした自動車用品の製造・販売を行っていました。その後、現在の世田谷区鎌田に新社屋を建設・移転し、翌年には群馬工場及びデリバリーセンターを開設しました。クロカン系の4WDブームにより、グリルガード等の製造・販売における自動車メーカーとの取引によって、物作りの土台を築いてきました。4WDブームの去った後は、エアロパーツ・チューニングパーツ・ライティングパーツ・カスタマイズ製品等の幅広いカテゴリー製品を展開。また海外(アメリカ・韓国・タイ・オーストラリア等)へグループ会社を設立。現在、さらに販路を拡大すべく、自動車用品業界以外へも商品の提案及び供給を行っています。多岐にわたるカテゴリー製品のひとつひとつを企画・設計・製造から販売まで自社(グループ含む)にて一貫して行っているところを当社の強みとして、品質方針に掲げられた「品質は当社の存在価値(生命線)」として、顧客満足向上をめざすための製品作りを追求しています。

## 2. 導入の背景

現在、時代の流れが急速に変化していく中で、当社としてその流れに乗り遅れることのないよう、またその変化に応じた挑戦とスピードアップをしていかなければならないと考えます。

それに伴い、今後積極的に海外展開をしていく上で、ISO9001の認証取得が主要取引先である自動車関連会社に対して営業戦略的に不可欠となっています。また国内主要取引先からのさらなる信頼を得るために加え、2003年ISO14001環境マネジメントシステム取得・運用の経験を基盤とし、品質マネジメントシステムを取入れることでさらなる品質向上及び、それに伴った経営・業務効率を迫

求するためISO9001認証取得を決断しました。

## 3. 認証取得への取組

2006年11月に、ISO9001認証取得に向けてスタートしました。ISO事務局を立ち上げ、2007年中の取得を目標に計画書を作成し、まずISO9001の要求事項の理解、品質マニュアル・規定類の文書作成等を行っていきました。

ISO14001で培った文書を基とし、数回の改訂を経ながら作業は進んでいきましたが、当社の特色である多岐にわたる製品カテゴリー、及び設計・開発・製造等をグループ会社で行っている故の、アウトソースに関わる部分の文書作成には非常に苦勞しました。運用面では品質目標に対して、まずは全社目標をたて、その目標に付随するかたちで各部の目標に落とし込み、具体的な項目に絞って目標設定をしました。各部が毎月の計画を実施・チェックし、PDCAにて運用・実施。さらに全社員への周知のための教育を実施してきました。

1年を通して一番の苦勞はISO9001の要求事項を当社の組織に当てはめる作業でした。本審査直前まで、要求事項を当社の組織に当てはめる作業について討議を続けました。スタートから約1年、熱心なコンサルタントの先生との討論等も交えたご指導を受け、認証取得に至りました。

## 4. 今後の活動

ISO9001取得はゴールではなく、今後全社に品質マネジメントシステムを根付かせるにあたっては新たなスタートと考えます。品質向上はもとより顧客満足を達成するためにも、品質マネジメントシステムをしっかりと運用しなければなりません。

品質マネジメントシステムは一部の社員だけの問題でなく、ひとりひとりが意識をもって取組まなければ、なかなか運用をしていく上で困難かと考えます。今後についても各自の意識向上が品質向上につながるよう、継続的な活動を推進していきます。またISO14001環境マネジメントシステムとの連動性を検証し、無駄のないシステム構築を実施していきます。

最後に、今回の認証取得にあたりご協力頂きました皆様にお礼と感謝を申し上げます。

